

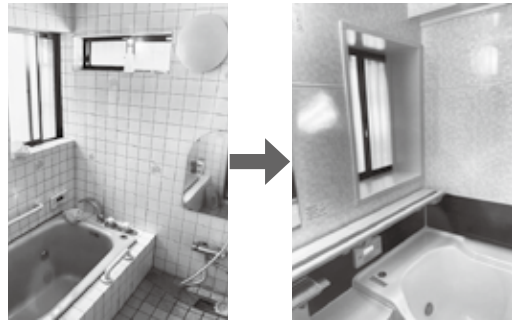
# お住まいのリフォームなどをお考えの方へ 「住宅リフォーム助成金」をご利用ください

「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を令和5年度も実施します。

「お風呂やトイレを直したい」「外壁を塗り直したい」「雨漏りする屋根を葺き替えたい」など、町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事(住宅リフォーム)などを行う場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築業、商業など関連産業への民間需要を呼び起こし、個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。



## リフォーム実施例



### ●対象住宅

自らが所有し、居住している住宅  
併用住宅などは専有部分のみ対象  
(借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く)。

### ●申し込みできる方

- \* 次の要件をすべて満たす方
- ・ 町内に住所を有し、居住されている方
- ・ 助成対象住宅を所有されている方  
(同一世帯の方を含む)
- ・ 国・県・町等から、他の制度の補助を受けていない方
- ・ 町税や使用料、町の各種融資の償還に滞納がない方
- ・ 令和2年度以降にこの事業の助成金を限度額に達するまで受けられていない方

### ●申し込みの条件

- \* 次の条件をすべて満たすもの
- ・ 町内に本社を有する法人か個人の施工業者を利用
- ・ 対象の工事費が20万円以上
- ・ 交付決定後に着手し、年度内(当年度の3月31日まで)に完了する工事
- ・ 公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続の場合は、下水道への接続

### ●対象工事

- \* 次のいずれかに該当するもの
- ・ 老朽化、災害などによる住宅の修繕、改修、補修の工事
- ・ 住宅の模様替えのための工事
- ・ 便所、台所、浴室などの公共下水道関連工事
- ・ 対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
- ・ 日野祭を見るための棧敷窓設置工事
- ・ 個人住宅用太陽光発電システムの設置工事

### ●助成金額

対象工事費の10%(千円未満切り捨て※上限10万円)

申請後の工事内容変更による助成金の増額は認められません。

### ●交付方法

町が指定する商品券で交付

### ●助成金の交付申請の方法

#### 【申請書の受付】

4月14日(金)から先着順で随時受け付けます。

### 【申請に必要な書類】

- ・ 住宅リフォーム助成金交付申請書および同計画書
- ・ リフォーム工事をする建物の固定資産評価証明書など
- ・ 町税などの完納証明書
- ・ 工事見積書(見積金額の内訳・施工箇所が確認できるもの)
- ・ リフォーム工事前の住宅の写真および図面(写真は工事予定箇所がわかるように撮ってください)
- ・ 住民票記載事項証明書

申請書など必要書類は商工観光課にて配付し、町のホームページにも掲載します。申請方法などがわかりにくい場合は、住宅リフォームの概要書類(見積書、図面など)をご持参のうえ下記までご相談ください。

### ★助成対象を 拡充しています！

空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外(借家・アパート等)からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転入された場合、対象工事費の20%(上限20万円)を助成します。

◆問い合わせ先 商工観光課 商工観光担当 ☎ 0748-52-6562

# 耐震診断員派遣事業と ブロック塀等解体補助金のお知らせ

町では、地震災害等による住宅被害を最小限にするために、専門家による住宅の耐震診断を無料で行っています。また、ブロック塀等の倒壊による事故の低減を目的とし、ブロック塀等の解体に対し補助等を行っています。

## ～耐震診断～

### 【対象住宅】

町内に存する木造住宅で次の全ての要件にあてはまるもの

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延床面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの
- 階数が2階以下でかつ延床面積が300㎡(約90坪)以下のもの
- 木造軸組工法で、枠組壁工法(ツーバイフォー)、丸太組工法でないもの
- 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

詳しくは左記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎074815216567

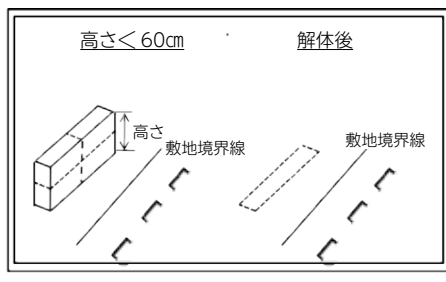
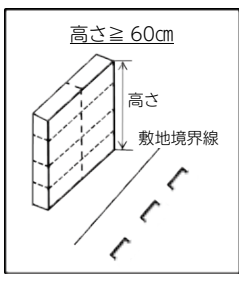
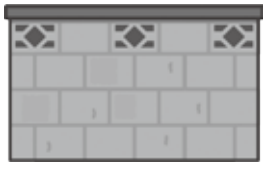
## ～ブロック塀等～

### 【補助対象工事】

● 道路に面するブロック塀等の高さを60cm未満にする解体工事

### 【補助金額】

● ブロック塀等の壁面面積に3,000円/㎡を乗じた額または対象の解体費用全額に23%を乗じた額のいずれか低い額(※上限10万円)



# 固定資産の価格など 令和5年度の縦覧・閲覧のお知らせ

## ■土地または家屋の価格などの縦覧

縦覧は、納税者が自分の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうか、他の資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月3日(月)～5月31日(水)

場所 税務課(役場1階)

縦覧できる人 町内に課税対象の土地・家屋を所有する人

### 縦覧の対象

- ① 土地価格等縦覧帳簿(土地の納税者)
- ※所在、地番、地目、地積、価格を記載
- ② 家屋価格等縦覧帳簿(家屋の納税者)
- ※所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載

## ■固定資産税台帳の閲覧

閲覧は、納税義務者(所有者)が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。

開始日 4月3日(月)

場所 税務課(役場1階)

閲覧できる人 納税義務者とその同居の親族、または借地・借家人など

※借地・借家人などは、閲覧の範囲が限られます。

### 閲覧の対象

- 所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額など

縦覧・閲覧には本人確認ができる書類などの提示が必要です。縦覧できる人の条件や本人確認の方法など、詳しくは左記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先 税務課 固定資産税担当 ☎074815216572